

揺るぎない司法の確立へ ～弁護士自治の真価が問われる時代～

仲 隆 法友会政策委員会委員長

1 憲法と司法の独立、そして弁護士自治

最近、盛んに憲法改正という言葉がマスコミを賑わしています。

憲法は、基本的人権の尊重、恒久平和主義、国民主権を最高価値として掲げ、その実現の方策として三権分立を徹底し、その担保として司法の独立を制度的に保障するものと理解されます。すなわち、司法の独立は、国家統治の一部門としての司法部門が他の権力部門から分離・独立して自主的に活動するという原則（司法府の独立）を意味する場合と、裁判官が裁判をするにあたって法以外のなにものにも拘束されことなく独立してその職権を行使するという原則（裁判官の独立）を意味する場合がありますが（裁判官の身分保障も含む）、司法の独立なくして憲法の追求する価値実現はできないものと解されます。

そして、弁護士会は、いわゆる法曹三者の一員として司法の一翼を担い、裁判所や検察庁との関係において、ときには緊張関係を持って対峙しつつ、司法の独立という共有の価値を守るべき地位にありましょう。司法作用は裁判所の行為だけで完結・充足されるものではないからです。したがって、弁護士会が裁判所と同様に他の権力部門から介入を受けないこともまた、司法の独立、ひいては憲法の価値実現によって重要なことといえます。

また、個々の弁護士は、人権擁護と社会正義の実現を使命とし、具体的な職務遂行において、憲法的価値を實踐すべき立場にあります。そのためには、自ら組織を構築し、自ら己を律する制度の下で、自由な意見表明が許されるものでなければなりません。

このように考えると、弁護士自治というのは、憲法の基本原理を支える司法の独立の一環としての価値と、憲法の基本原理を履践しうる具体的職務としての価値を具有し、それ自体、憲法的価値を有するといっても過言ではありません。

弁護士は、あらためて弁護士自治に対する自負をもって、ときに危機に晒される憲法と司法の独立性の堅

持に努めていかなければならないと思います。

2 法の支配と司法へのアクセス

司法の独立が憲法のハード面であるとするれば、法の支配はソフト面ということができましょう。

この「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせる使命を帯びているのはわれわれ法曹です。そして、その実現のための重要な視点は市民の司法へのアクセスの問題といえます。また、司法へのアクセスを高めることは司法や弁護士に対する市民の信頼にも繋がります。

まず、司法へのアクセスとして最も重要な課題は、民事司法改革であると思います。

民事訴訟の充実と迅速化が指摘されて既に10数年の歳月が流れていますが、なお多くの課題を残し、訴訟件数も伸び悩む状態にあります。また、国際民事紛争解決制度にあっては仲裁インフラの整備は遅々として進まず、ハーグ条約締結などによる国際民事訴訟手続の充実も端緒に就いたばかりです。裁判外紛争解決機関（ADR）は種々の進展を見せていますが、市民や企業のグローバル化に対応するADRなどの制度を創設すべき状況にあるといえます。これらの課題は裁判所や弁護士会の協議で解決できるものではありませんが、密に連絡を取り合い、司法の発展のために努力していかなければなりません。

次に、弁護士へのアクセスという観点からみると、重要な機能を果たしている大きな事業として、日本司法支援センター（法テラス）、法律相談センター、公設事務所を挙げることができます。法テラスにあっては民事法律扶助の課題の克服がアクセス拡大にとって重要ですが、司法予算と直結する問題ですので粘り強い交渉がかかせないと思います。法律相談センターと公設事務所については常に業績の問題が付きまとい、新設や統廃合について意見の対立も見られるところです。消極的意見にはもったもな点もありますが、なお弁護士へのアクセス向上の観点から積極的価値を評価しながら組織の改善を図っていく時期にあると考えます。

この点で東京弁護士会では、本年度より、弁護士へのアクセスを容易ならしめるため、「司法窓口アクセス充実化構想」を掲げ、弁護士紹介センター・法律相談センター・中小企業法律支援センター・各種特別法律相談窓口を整理して充実させる方向での検討し始めたところです。課題は山積していると思いますが、現に相談をする市民や企業との関係では担当弁護士の精通性や専門性の確保が最も重要であると考えます。弁護士へのアクセスという局面において、弁護士自身に対する教育、すなわち弁護士研修制度の拡充は高度の重要性を有し、不断に検討されるべき問題であると思います。

このこととは別に懸念されるのは、インターネット広告によるアクセスです。弁護士広告の自由化が図られた以上、その適正化に向けた規制は、弁護士自治の根幹にも関わる問題として迅速に対処されるべきです。

3 法曹養成制度と弁護士会の役割

司法部門にとって最も悩ましい問題は法曹養成制度といえるでしょう。法曹養成制度は司法部門の生命線です。しかし、現に進行する法科大学院の統廃合、法科大学院制度と予備試験制度の関係、適正な法曹人口、法曹志望者の減少、司法修習生給費制などの諸問題について、弁護士会内部でさえ意見が多岐に分かれています。しかも、各問題が密接に連動している上に、理論的に解答を出せるものでもなく、選択肢を設けることさえ困難な状況にあります。

ただ、「教育は国家百年の大計」と同じく、「法曹養成制度は司法百年の大計」といえます。高邁な理念を持つことが大事だと思います。個人的には、法の支配を浸透させ、かつ、司法が市民から信頼され、確固たる地位を築くためには、「法曹は国民の社会生活上の医師」といわれることが理想であると考えます。そして、多様なバックグラウンドをもった学生が実務家教員に接しながら法教育という形で学び、人間性豊かな法曹実務家を養成して、市民に身近で利用し易い司法を実現するという、法科大学院制度の理念こそ、法曹養成制度が進むべき姿であろうと思います。

この点で、予備試験制度は、当初の趣旨を逸脱した事態を生み出し、法科大学院制度の存立そのものに影響を与えかねない状況にあり、廃止を含めた大幅な制度設計の変更を検討せざるを得ないのではないかと考えられます。併せて、適正な法曹人口については誰しも

断言できるとは思いませんが、弁護士の活動領域拡大と弁護士研修制度の充実を踏まえつつ、少なくとも現状の司法試験合格者数を維持する方向で進むことを願いたいものです。

司法修習生の貸与制世代の返済が開始されます。この貸与制世代の救済について議論があります。解決困難な問題ですが、立法政策によって救済する場合、やはりポイントは、国民の司法に対する信頼と理解です。このことは弁護士会あるいは個々の弁護士が給費制度を復活させるための諸活動を行った際にも直に経験したことです。

現在、日弁連では、法曹志望者の増加への取組みに力を注ぎ、例えば個々の弁護士が出身大学の法科大学院などとの連携しながら法曹の魅力伝える機会を拡げる活動を行い、また、東京弁護士会においても、弁護士自身が中学・高校に対する法教育の実践に取り組み、あるいは大学での出張授業をするなどの活動を行っております。弁護士会としては、弁護士会自身のためにも、司法制度のためにも、一丸となってこのような諸活動を支えていくことが肝要だと思います。この地道な活動こそが着実に市民の信頼と理解を勝ち得ていくだろうと期待しています。

4 揺るぎない司法の確立へ

ともすると、弁護士自治を放棄した方が経済的に有利なはずだ、放棄した方が不祥事案も迅速確実に対応できるはずだ、などという意見が聞こえます。しかし、自らの職業に自信と誇りを持つことは幸福です。弁護士自治という自律した世界に身を置くからこそ、弁護士は自信と誇りを持って日常業務に取り組むことができるのではないかと思います。

司法の独立、司法へのアクセス、そして法曹養成制度は、相互に密接に影響を与えるものといえます。その中核をなすものはなにか。弁護士にとっては、それこそが弁護士自治であり、その堅持によって揺るぎのない司法を築いていくことができるものと確信します。いまその真価が問われています。

最後になりましたが、執筆者の先生方をはじめ、本年度政策要綱策定部会長としてこの政策要綱の取り纏めを頂いた谷原誠先生、法友会執行部の先生方、並びに出版社の方々に深く感謝申し上げます。

2017年（平成29）年12月